

# (参考) 単位流用による教員免許状取得に必要な単位数 (別表第1)

参考資料1

所有する免許状と 取得希望の 免許状	中学校教諭1種免許状(中1種免)を所持し、 小学校教諭2種免許状(小2種免)を 取得する場合		小学校教諭1種免許状(小1種免)を所持し、 中学校教諭2種免許状(中2種免)を 取得する場合	
	法令に定める必要 最低修得単位数 (小2種免)	<b>小2種免取得のための 履修単位</b>	法令に定める必要 最低修得単位数 (中2種免)	<b>中2種免取得のための 履修単位</b>
教科及び教科の指 導法に関する科目	16	16	12	12
教育の基礎的理解 に関する科目	6	0 中1種免より流用【6】	6	0 小1種免より流用【6】
道徳、総合的な学習の 時間等の指導法及び 生徒指導、教育相談 等に関する科目	6	4 ※ 中1種免より流用【2】	6	4 小1種免より流用【2】
教育実践に関する 科目	7	2 中1種免より流用【5】	7	2 小1種免より流用【5】
大学が独自に設定 する科目	2	2	4	4
合 計	37単位	<b>24単位</b> 中1種免より流用【13単位】	35単位	<b>22単位</b> 小1種免より流用【13単位】

※青字は、既に所有している中1種免又は小1種免許状の取得単位数から、最低修得単位数に充てることができる単位数

※既に所有している中1種免又は小1種免の取得方法によっては、履修単位数が増加することがある

※「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」及び「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」の  
2事項を合わせた授業科目の単位を含む

# 令和2年度 小学校教員資格認定試験の見直しについて

## 見直しの経緯と方向性

- 本試験は、社会人等の教員免許未取得者や、既に他の学校種の教員免許を有する者が活動の場を広げようとする場合に、小学校教諭二種免許取得の道を開く重要な仕組みであるが、近年、受験者の減少傾向が続いており、昭和48年の試験開始当初6,000人であった受験者は令和元年度で780人となっている。
- また平成29年度の行政事業レビューにおいて、社会人等に門戸を開く試験として一層の活用が進むよう見直しの必要性が指摘された。
- これらの状況を踏まえ、本試験の実施業務を担当する独立行政法人教職員支援機構において、大学教授等の専門家からなる調査研究プロジェクトチームを設け、チームと連携し検討を進めてきた。また令和元年7月及び令和2年1月には中央教育審議会教員養成部会においても検討を行った。検討を踏まえ、文部科学省において令和2年度試験の実施要領を決定し、3月頃に公表する予定。
- 見直しに当たり特に重視した点は、(ア)3次・計6日間にわたる試験の時間的負担等の軽減、(イ)知識・技能の確認より、教職への意欲や学校教育における活用能力の確認を重視すること、(ウ)台風等により試験が実施できなかった場合を想定し予備日を設けることである。

## 見直しの方針①(日程及び会場)

- 試験日程について、従来、第3次まで計6日間を要していた試験を第2次までの計3日間とし、試験日程についても待ち時間を短縮し、受験者の負担を軽減する。なお、最終合格発表は、各教育委員会の採用日程を考慮し、これまで通り1月下旬とする。
- 台風等の自然災害により試験が実施できない場合を想定し、予備日を設ける。
- 会場数については、受験者数及び予備日・会場の確保を考慮し、全国2会場とする。

## 試験日程と試験会場の変更点

(現行)		(見直し後)
第1次試験(9月上旬) 2日間※ ・全国6箇所の大学	※土日の実施	第1次試験(9月中旬) 1日間※ 第1次試験予備日(9月下旬) ※土日の実施 ・全国2箇所(東日本と西日本を予定)
第2次試験(10月中旬) 2日間※ ・全国5箇所の大学	※土日の実施	
第3次試験(指導の実践に関する事項に係る試験) (11月中旬～下旬)2日間※ ※平日の実施 ・全国5か所の大学附属小学校		第2次試験(実践的指導力に関する試験)(11月下旬)2日間※ 第2次試験予備日(実践的指導力に関する試験)(12月初旬) ・全国1箇所(茨城県つくば市教職員支援機構) ※土日の実施
合格発表(1月下旬)		合格発表(1月下旬)

日数を減らし、受験生の負担を軽減  
(6日間から3日間)



自然災害時には試験の中止としていた  
運用を改め、予備日を設定

## 見直しの方針②(試験内容・方法)

- 試験内容について、知識・技能の評価から、それらを具体的な授業場面に即して活用する力を評価する問題に転換する(択一式、論述式)。
- コミュニケーション能力や教員としての適性を、より実践に即した形で評価するため、従来の口述試験に代えて模擬授業及びグループ討議等を実施することとする。
- 筆記試験の実施方法を見直し、選択した教科以外の教科の試験が実施されていた間の待ち時間をなくし、受験者の負担を軽減する。

## 試験内容の変更点

(現行)

### 第1次試験(2日間)

- ・**択一式① 20問 70分**  
教職専門科目に関する試験
- ・**択一式② 120問(20問×6教科) 300分**  
10教科のうち音楽、図画工作及び体育を2教科以上を含む6教科を選択(1教科50分)  
各教科の専門的内容及び学習指導要領の理解等に関する**知識を問う問題**

教科毎の試験であり、選択した教科の試験まで待機する必要があるため、最長15時間拘束される。

### 第2次試験(2日間)

- ・**論述式 2問 60分**  
10教科のうち1教科を選択  
各教科の専門的内容及び学習指導要領の理解等に関する**知識を問う問題**

実技試験や口述試験では、自らの順番まで待機する必要があるため、最長9時間拘束される。

- ・**作画・演奏・運動等の実技試験**  
音楽、図画工作及び体育のうち第1次試験の択一式②で受験した2教科  
【例】**図画工作**: デッサン  
音楽: ピアノ伴奏しながらの歌唱  
体育: 側転等のマット運動、バスケットボールのフリーシュート、サッカーのドリブル

- ・**口述試験 一人当たり5分**  
理想の教師像、効果的な教育方法を問う

### 第3次試験(指導の実践に関する事項に係る試験)(2日間)

- ・指導案作成、**授業観察**、**グループ討議**等

内容を精選、  
待機時間を解消、  
試験時間を短縮

知識や技能を問う試験から、  
実践的指導力を問う試験へ

コミュニケーション能力や適性等を、  
より実践に則した形式で評価

(見直し後)

### 第1次試験(1日間)

- ・**択一式① 20問 70分**  
教職専門科目に関する試験
- ・**択一式② 60問(10問×6教科) 180分**  
10教科のうち音楽、図画工作及び体育を2教科以上を含む6教科を選択(1教科30分)  
各教科の専門的内容及び学習指導要領の理解等に関する**知識・技能を具体的な授業場面に即して活用する問題**

全教科の問題を一斉配布し、その中から選択することで、待ち時間がなくなる。

- ・**論述式① 2問 60分**  
10教科のうち1教科を選択  
各教科の専門的内容及び学習指導要領の理解等に関する**知識・技能を具体的な授業場面に即して活用する問題**

実技試験や口述試験での待ち時間がなくなる。

- ・**論述式② 2問 60分**  
教育者としての使命感や責任感、児童理解等、教員として必要な能力と適性の全般に関する論述試験

### 第2次試験(実践的指導力に関する試験)(2日間)

- ・指導案作成、**模擬授業**、**グループ討議**及び**課題論文作成**等  
**コミュニケーション能力**、**教育者としての使命感や責任感**等、**教員として必要な実践的指導力を評価する試験**

## 教員養成に関する課題

必要単位数が法律に規定されており、新たな教育課題が生じても速やかな単位数の変更が困難

学校現場の状況の変化や教育を巡る環境の変化に対応した教職課程になっていない

大学教員の研究的関心に偏った授業が展開される傾向があり、教員として必要な学修が行われていない

### これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について (平成27年12月中央教育審議会答申)

- 教職課程の科目区分の大括り化 ■新たな教育課題等への対応するための履修内容の充実 ■教職課程コアカリキュラムの作成

#### 教育職員免許法の改正 (平成28年11月)

- 教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶことを可能とする  
「教科及び教職に関する科目」に大括り化



#### 教育職員免許法施行規則の改正 (平成29年11月)

- 学校現場で必要とされる知識や技能を養成課程で獲得できるよう、教職課程の内容を充実。



#### 教職課程コアカリキュラムの作成 (平成29年11月)

- 全大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化  
■英語については特に指導法、専門科目についても作成



#### 全大学の教職課程の審査・認定 (平成30年)

- 改正法令及びコアカリキュラムを反映した教員養成の体制が確保されていることを、教職課程を置く全ての大学について審査

#### 教科及び教職に関する科目

教科の専門的内容と指導法を統合した科目など遺徳的な取り組みが実施可能となる

##### 教科の専門的内容の例

- ・物理学
- ・化学
- ・生物学
- ・地学

##### 教科の指導法の例

- ・学習指導要領における理科の目標と内容
- ・板書計画や指導案の作成
- ・模擬授業

#### 教職課程に新たに加える内容の例

- ・特別支援教育の充実
- ・総合的な学習の時間の指導法
- ・学校体験活動
- ・アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善
- ・ICTを用いた指導法
- ・外国語教育の充実
- ・チーム学校への対応
- ・学校安全への対応
- ・学校と地域との連携
- ・道徳教育の充実
- ・キャリア教育 等

#### 教職課程コアカリキュラムの例(各教科の指導法の場合)

全体目標	教科における教育目標等について理解し、学習指導要領の内容と背景となる学問とを関連させて理解を深めるとともに、授業設計を行う方法を身に付ける。
一般目標	具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
到達目標	当該教科の特性に応じた情報機器及び教材の効果的な活用法を理解し、授業設計に活用することができる。
	学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業計画と学習指導案を作成できる。 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。

平成31年4月1日から、認定を受けた1,283校の大学等の合計1万9,416課程で履修内容を充実させた教育課程の開始



全国の学校教育関係職員に豊富で質の高い研修機会を提供するため、校外、校内、自己研修を問わず、いつでもどこにいても研修が可能となるよう「校内研修シリーズ」を始め、講義動画などの研修教材を提供しています。

NITS 校内研修シリーズ

### 校内研修で活用する例

研修の冒頭で視聴し、それをふまえた演習を行う流れが可能です。

20分



40分



### 個人で活用する例

スマホやタブレットのQRコードアプリで読み込んでアクセス。



A 一斉学習		B 個別学習		C 協働学習	
<p>挿絵や写真等を拡大・縮小、画面への書き込み等を活用して分かりやすく説明することにより、子供たちの興味・関心を高めることが可能となる。</p>		<p>デジタル教材などの活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った進度で学習することが容易となる。また、一人一人の学習進度を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能となる。</p>		<p>タブレットPCや電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学習において子供同士による意見交換、発表などお互いを高めあう学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となる。</p>	
<p>A1 教員による教材の提示</p> <p>画像の拡大提示や書き込み、音声、動画などの活用</p>	<p>B1 個に応じる学習</p> <p>一人一人の習熟の程度等に応じた学習</p>	<p>B2 調査活動</p> <p>インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録</p>	<p>C1 発表や話し合い</p> <p>グループや学級全体での発表、話し合い</p>	<p>C2 協働での意見整理</p> <p>複数の意見・考えを議論して整理</p>	
<p>B3 思考を深める学習</p> <p>シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習</p>	<p>B4 表現・制作</p> <p>マルチメディアを用いた資料、作品の制作</p>	<p>B5 家庭学習</p> <p>情報端末の持ち帰りによる家庭学習</p>	<p>C3 協働制作</p> <p>グループでの分担、協働による作品の制作</p>	<p>C4 学校の壁を越えた学習</p> <p>遠隔地や海外の学校等との交流授業</p>	

●教職員支援機構において、教員のICT活用指導力の向上に向けた校内研修等に活用できる動画教材「学校におけるICTを活用した学習場面：校内研修シリーズ No76」を作成・公表【令和元年度】

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/076.html>

学校におけるICTを活用した学習場面

## 作成趣旨

新学習指導要領においては、初めて「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力と位置付け、教科等横断的にその育成を図るとともに、その育成のために必要なICT環境を整え、それらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしており、情報教育や教科等の指導におけるICT活用など、教育の情報化に関わる内容の一層の充実が図られた。

新学習指導要領の下で教育の情報化が一層進展するよう、学校・教育委員会が実際に取組を行う際に参考となる「手引」を作成。

- ✓ 新学習指導要領のほか、現時点の国の政策方針・提言、通知、各調査研究の成果、各種手引、指導資料等に基づき作成
- ✓ 現行の手引の内容を全面的に改訂・充実するとともに、「プログラミング教育」「デジタル教科書」「遠隔教育」「先端技術」「健康面への配慮」などの新規事項も追加
- ✓ 各学校段階・教科等におけるICTを活用した指導の具体例を掲載

※本手引は新学習指導要領の実施時期を見据え、令和元年12月時点で公表するものだが、今後、環境整備関連予算の具体的な方向性が示されることや、それを受けたICT環境整備のロードマップの策定などが行われる予定であることから、これらを踏まえた追補版を令和元年度末を目途に改めて公表する予定である。

## 第1章 社会的背景の変化と教育の情報化

### 第2章

#### 情報活用能力の育成

- これまでの情報活用能力の育成
- 学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力
- 情報活用能力の育成のためのカリキュラム・マネジメント
- 学校における情報モラル教育

### 第3章

#### プログラミング教育の推進

- プログラミング教育の必要性及びその充実
- 小学校段階におけるプログラミング教育

### 第4章

#### 教科等の指導におけるICTの活用

- 教科等の指導におけるICT活用の意義とその必要性
- ICTを効果的に活用した学習場面の分類例と留意事項等
- 各教科等におけるICTを活用した教育の充実
- 特別支援教育におけるICTの活用

### 第5章

#### 校務の情報化の推進

- 校務の情報化の目的
- 統合型校務支援システムの導入
- 校務の情報化の進め方
- 特別支援教育における校務の情報化

### 第6章

#### 教師に求められるICT活用指導力等の向上

- 教師に求められるICT活用指導力等
- 教師の研修
- 教師の養成・採用等

### 第7章

#### 学校におけるICT環境整備

- ICT環境整備の在り方
- デジタル教科書やデジタル教材等
- 遠隔教育の推進
- 先端技術の導入
- ICT活用における健康面への配慮
- 教育情報セキュリティ

#### 特別支援教育における教育の情報化

※各章において特別支援教育関係の記述をしている。

### 第8章 学校及びその設置者等における教育の情報化に関する推進体制

- 教育委員会及び学校の管理職の役割
- ICT支援員をはじめとした外部人材など、外部資源の活用



## 1 目的

I C Tを活用したわかる授業を展開するための手だて、特色ある教育課程の編成や学校課題解決のためのI C T活用戦略づくり等、教育活動の質の改善を円滑に行うため、各学校や地域における学校教育の情報化を推進する指導者として必要な知識等を習得する。さらに、研修後の成果活用を通して、1) 学校教育の情報化に関する専門的知見を活用して組織的な取組を推進する力や、2) 学校、地域の教職員の専門性向上を推進する力を修得した指導者の養成を図る。

2 主催 独立行政法人教職員支援機構（文部科学省共催）

3 期間 令和2年1月27日(月)～1月31日(金)【5日間】

 令和2年度は年2回に拡充予定

4 受講者 100名

## 5 受講資格

- ① 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者（学校教育の情報化のための整備活動に関わる者を含む）
- ② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者
- ③ 教職員支援機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生（教職経験のある者に限る）

## 6 研修内容（講義・演習名）

- ・新しい時代における学校教育の情報化
- ・新学習指導要領を踏まえた学校教育の情報化
- ・分かりやすい授業づくりのための教科指導におけるICT活用
- ・児童生徒の探究的・協同的な学習におけるICT活用
- ・情報活用の実践力を育む学習活動の設計
- ・プログラミング的思考の育成
- ・情報の科学的な理解を深める指導
- ・情報社会に主体的に参画する態度を育む指導
- ・各地域における学校教育の情報化推進の現状と課題
- ・学校組織マネジメントの視点に立った校務の情報化
- ・学校教育の情報化推進のためのICT戦略づくり

## 実施内容

教育の質の向上に向けて、全国の自治体における学校のICT環境整備の加速とその効果的な活用を一層促進するため、各都道府県エリアをカバーした支援スタッフを配置し、自治体や教育委員会等からの相談に対応

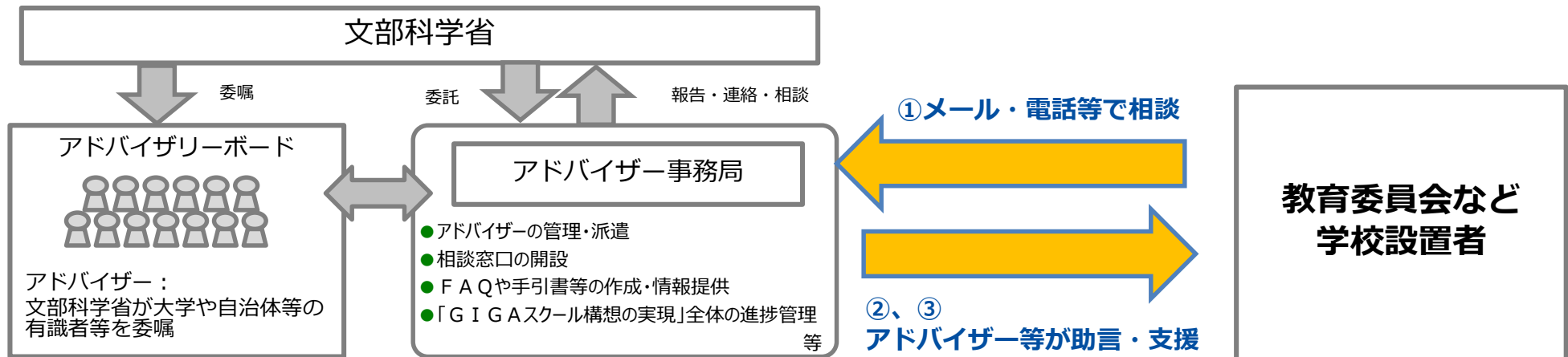
【相談内容の例】

- ・ ICT環境整備（セキュリティを含む）に関する計画策定
- ・ ICT環境整備の仕様書作成・見積もり精査・調達実施
- ・ ICTを活用した効果的な指導方法（遠隔教育、家庭学習等を含む）
- ・ ICTを活用した指導に関する研修講師の紹介・派遣等研修の実施
- ・ その他、GIGAスクール構想の実現に関連して助言・支援が必要な内容

## 実施体制

【相談の流れ】

- ① 教育委員会などの学校設置者が、アドバイザー事務局に相談内容を連絡（メール・電話等）
  - ② アドバイザー事務局が、相談内容や地域に応じて、直接回答又はアドバイザーを選定し、教育委員会等に連絡
  - ③ アドバイザー事務局やアドバイザーが、リモート（テレビ会議、電話等）や訪問により、教育委員会等に助言・支援
- ※助言・支援に係る教育委員会等の費用負担はありません。





災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保証できる環境を早急に実現するため、「1人1台端末」の早期実現や家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」を加速することが必要であるが、学校の人的体制は不十分である。

このため、急速な学校ICT化を進める自治体等を支援するため、学校における **ICT環境整備の設計** や **使用マニュアル（ルール）の作成** などを行う **ICT技術者の学校への配置経費を支援** する。

## (GIGAスクールサポーターの業務例)



**ICT支援員**  
(4校に1人の地財措置)  
授業支援、日常メンテナンス等



**GIGAスクール  
サポーター**  
(4校に2人)



**外部人材の活用**  
専門性を活かした運用支援等

## 【対象校】

国・公・私立の小・中・高校・特支等

## 【支援】

### 国立

補助対象：国立大学法人

補助割合：定額

### 公立、私立

補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村等、学校法人

補助割合：1/2

## 【人材】

ICT関係企業OBなどICT環境整備等の知見を有する者

## <ICT支援員の役割>

学校における教員のICT活用(例えば、授業、校務、教員研修等の場面)をサポートすることにより、**ICTを活用した授業等を教師がスムーズに行うための支援**を行う。

## <ICT支援員配置>

- ・「教育のICT化に向けた環境整備5ヶ年計画」(2018～2022年度)に基づき、4校に1人の割合で**ICT支援員を配置できる経費について地方財政措置が講じられている**。
  - ・地方公共団体に配置されているICT支援員の数は平成30年度末で**約2,300人**※
- ※ただし、ICT支援員の事務を、業務委託契約により実施している地方公共団体においては、ICT支援員の人数を把握できないものもある。

## <ICT支援員の必要性>

**新学習指導要領に即した学びを実現していくためにはICTの活用が重要**

- ・ICTを活用した教育を推進するためには、教師をサポートするICT支援員が重要な役割を果たす。
- ・ICT環境整備の状況や教員のICT活用指導力は自治体ごとに異なっており、自治体の状況に応じてICT支援員に求められる能力も多様化している。

## <ICT支援員の具体的な業務例>

- ①**授業支援**(授業計画の作成支援、ICT機器の準備、操作支援等)
- ②**校務支援**(校務支援システムの操作支援、HPの作成・更新、メール一斉送信等の情報発信の支援等)
- ③**環境整備**(日常的メンテナンス支援、ソフトウェア更新、学校や地域ネットワークセンター等のシステム保守・管理、ネットワークのトラブル対応、ヘルプデスク等)
- ④**校内研修**(研修の企画支援、準備、実施支援等)

## <ICT支援員の配置促進に向けて>

- 各種会議、研修において**ICT支援員の必要性等について説明**することで配置を促進
- ICT支援員の配置促進のための**概要資料を作成・周知**
- さらに、雇用形態や活用状況等の調査研究を行い、自治体がICT支援員を配置する際に参照、活用できる「**雇用・活用モデル**」を提供し、**配置の促進を図るための経費を令和2年度予算に計上**。(情報教育指導充実事業41百万円の一部)

